2015年（平成27年）４月発行　No.292

ひと・まち・みどりを未来へつなぐ

意外と知らない!? 食品の表示

表示の内容を理解しよう！

加工食品や生鮮食品など食品の種類によって表示しなければならない内容が細かく決められています。

加工食品に記載される一般的な食品表示の例

【名称】
どのような食品かがわかるよう、商品名ではなく、その内容を表す一般的な名称（スナック菓子、即席めん等）で表示されています。

【原材料名】
食品添加物以外の原材料と食品添加物に分けられ、それぞれ原材料に占める重量の割合の多いものから順に並べられています。
※アレルギー物質が原材料に含まれている場合、７品目は表示義務があり、20品目は表示が奨励されています。

【内容量】
内容重量、内容体積または内容数量の単位を明記のうえ、記載されています。

【賞味期限】
未開封の状態かつ表示されている方法で保存した場合に期待される品質の保持が十分可能であると認められる期限を示しています。

【保存方法】
それぞれの食品の特性に従って「直射日光を避け、常温で保存」など保存方法が記載されています。

【製造業者】
表示内容に責任を有するものの氏名または名称および住所が記載されています。

名　　称	スナック菓子
原材料名	○○○
内 容 量	△△△
賞味期限	□□□
保存方法	×××
製造業者	＊＊株式会社 ＊＊市＊＊ ＊－＊－＊

※上記は一般的なものの例であり、食品によって表示内容等が異なる場合があります。

● 和牛と国産牛の違い

和牛と国産牛は同じだと思われがちですが、それぞれの示す意味は異なっています。

和牛は黒毛和種や褐毛和種などといった限られた品種の牛であることを示しています。一方、国産牛という表示は原産地が問題となるため、いずれの品種にも表示することができます。国内で産まれて飼育された牛はもちろん、海外で産まれた牛であってもその後輸入され、国内で飼育された期間が他のどの国よりも長ければ国産牛と表示することができます。しかし、国内で飼育された期間があったとしてもその期間が他の一か国で飼育された期間より短い場合は、国産牛との表示はできず、外国産牛と表示されることになります。

	国内	A国	B国
飼育期間	12か月	10か月	8か月
飼育された3か国の中で国内での飼育期間が最も長いため、この場合は国産品(国産牛)となります。			

	C県(国内)	D県(国内)	E国
飼育期間	10か月	8か月	12か月
この場合、国内での飼育期間がE国よりも長いことから国産品(国産牛)となります。また、国内の中での飼育期間が最も長いC県産とすることも可能です。			

● 消費期限と賞味期限ってどう違うの？

	消費期限	賞味期限
示す意味	未開封かつ表示されている方法で保存した場合、品質の劣化によって安全性を損なうおそれがないとされる期限です。 期限を過ぎると急激に品質が劣化していくため、期限が過ぎた食品は食べないようにしましょう。	未開封かつ表示されている方法で保存した場合、期待される品質の保持が十分可能である（おいしく食べることができる）と認められる期限です。 期限を過ぎたからといって必ずしも急速に品質が劣化し、すぐに食べることができなくなるとは限りません。
表示のされ方	「年月日」で表示されます。	「年月日」で表示されますが製造日から期限までの期間が3か月以上ある場合は「年月」で表示することも可能です。
対象（食品例）	弁当、調理パン、惣菜など (製造日を含めておよそ5日以内)	スナック菓子、即席めん類、缶詰など

※どちらの期限も開封後の品質を保証するものではありません。開封した場合は、表示されている期限にかかわらず早めに食べるようにしましょう。

卵の賞味期限

卵の賞味期限は生の状態のものを安心して食べることができる期限を示しています。賞味期限が過ぎた場合は生で食べることを避け、できるだけ早く加熱調理して食べるようにしましょう。また、卵の殻にひびが入っている場合は、賞味期限にかかわらず、生で食べることは避け、加熱調理して食べるようにしましょう。

食品の表示に関する見直しが進んでいます

平成25年秋、レストラン等で不当な食品表示などが次々と発覚したことをきっかけに、景品表示法（正式名称：不当景品類及び不当表示防止法）が改正されました。それにより、事業者の表示管理体制の徹底化、行政の監督指導体制の強化、課徴金制度の導入といった表示の適正化に向けた対策がなされています。

また、消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会確保を目的に新たな食品表示法が平成２７年６月までに施行されます。

このような消費者保護強化といえる法改正がなされたとはいえ、被害に遭わないように消費者自身が表示の内容や法律を理解し、慎重な選択をすることも大切です。

公正競争規約と公正マーク

事業者または事業者団体が消費者庁長官および公正取引委員会の認定を受けて、業界内で定めた自主的なルールが公正競争規約です。業界内の特徴を反映した規約であるため、より細かい規定を設けることができ、消費者がよりよい商品やサービスを選択するための大切な役割を担っているといえます。

公正競争規約は公正取引協議会によって運用されていますが、公正取引協議会によっては参加事業者の適切な表示がされている商品を安心の目印として消費者にわかりやすく示すため「公正マーク」を定めています。

以下にあるのがそれぞれの公正取引協議会で定められた公正マークの例です。商品を安心して購入する際のひとつの目安にしてみてください。

商品に表示される「公正マーク」の例

出典：「事例でわかる！景品表示法」（消費者庁）
http://www.caa.go.jp/representation/pdf/110914premiums_1.pdf　（平成27年3月10日利用）

※食品以外のものにも公正競争規約や公正マークがあるものもあります。

参考　・消費者庁「事例でわかる！景品表示法」　・消費者庁ホームページ（http://www.caa.go.jp/）
・農林水産省ホームページ（http://www.maff.go.jp/）

抱っこひもからの転落に注意！

抱っこひもから赤ちゃんが転落してけがをする事故が多く起きています。
安全に使って事故を防ぎましょう。

事故事例

- ものを取ろうとして前かがみになったとき、
子どもが滑るように抱っこひもから地面に転落した。
- 抱っこひもの緩みを調整するため留め具を付け替えようとしたとき、
抱っこひもの横から子どもがすり抜けて床に転落した。
- おんぶしようと背負いあげたとき、子どもが動いて床に転落した。

事故を防ぐポイント

●前かがみになるときは子どもに手を添えて！

とっさのときに子どもを守れるよう、抱っこのときは片手を空けておきましょう。かがむときにはひざを曲げ、子どもが滑り落ちないよう手を添えましょう。

●抱っこひもの着け外しは立ったまましない！

着け外しはしゃがんだり、いすに座るなど低い体勢で行いましょう。外出先で立ったまま行うときはおむつ交換台を利用するなど安定した場所で行いましょう。

●取扱説明書をしっかり読みましょう！

取扱説明書の使用方法や注意事項をよく読んで正しい使い方を確認しましょう。

参考資料：東京都消費生活総合サイト（東京くらしＷＥＢ）

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

tel：03-3962-3511（相談専用）

〈受付時間〉月曜～金曜　9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

土・日・祝日はこちらへ

消費者ホットライン

tel：0570-064-370

音声ガイダンスに沿って電話機を操作してください。
ＰＨＳ、ＩＰ電話、プリペイド式携帯電話からはご利用できません。

以下の窓口へおつなぎします。（年末年始を除く）

土曜	9:00～17:00	東京都消費生活総合センター（直通あり 03-3235-1155）
土・日・祝日	10:00～16:00	国民生活センター

板橋区消費者センター
〒173-0004
板橋区板橋2-65-6
板橋区情報処理センター 7階
tel：03-3579-2266
fax：03-3962-3955
ホームページ
http://www.city.itabashi.tokyo.jp
記事に関するご意見ご要望をお聞かせください。